

埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書

(宛先)
埼玉県知事

許可番号 埼玉県知事許可(般・特一) 第 号
営業所の所在地
商号又は名称
代表者役職名
氏名

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する建設業許可の申請（法第 17 条において準用する場合を含む。）
2. 法第 11 条に規定する毎事業年度終了の届出（法第 17 条において準用する場合を含む。）
3. 法第 17 条の 2 に規定する譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請並びに法第 17 条の 3 に規定する相続の認可の申請

に当たり、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 4 条第 4 項、第 10 条第 3 項、第 13 条の 2 第 8 項又は第 13 条の 3 第 6 項の規定に基づき、建設業許可担当課がその業務の遂行に必要な範囲内で、埼玉県において、申請者の埼玉県税の納税情報について「納税状況等確認システム」（以下「システム」という。）により確認することに同意します。

なお、納税状況等がシステムで確認できない場合は、県税事務所発行の納税証明書を提出します。

同意年月日 (記入日)	年	月	日
法人番号 (法人の場合のみ)	・	・	・
納税番号 (個人事業主の場合のみ)	・	・	・
対象事業年度	年 月 日		

【注意事項】

- ※ 法人番号は、法人番号指定通知書等に記載のある 13 術の法人番号を記載してください。
- ※ 納税番号は、埼玉県の個人事業税の納税通知書に記載されている 9 術の番号を記載してください。
- ※ 新規設立で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書を提出できない場合は、埼玉県の県税事務所へ提出した事業開始（設立）届の写し（受付印のあるもの）を提出してください。
- ※ 申告後間もないため納税証明書を提出できない場合は、県税に関する証明書（原本かつ申請日前 3 か月以内に発行されたもの）を提出してください。